### 第2回青森県環境審議会議事録

日 時:平成19年1月31日(水)

午後1時30分から3時30分まで

場 所:青森国際ホテル3階「孔雀の間」

### 1.開 会

### (司 会)

それでは、定刻より少々早い時間ですが、今日、ご出席の方が全員見えておられますので、 ただ今から第2回青森県環境審議会を開会いたします。

私は、今日の司会を務めさせていただきます、自然保護課自然公園グループリーダーの高橋 といいます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は、全委員数35名中30名の委員がご出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、出席者につきましては、既に配布されております委員名簿をご覧いただきたいと思います。

次に、本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、会議次第、それから席図。次に出席者名簿。

資料1、環境計画の位置付け及び策定経緯。

資料2、第二次青森県環境計画(仮称)案の概要。A3版でございます。

資料3、第二次青森県環境計画(仮称)案、計画案本体。

資料4、委員からの提出意見に対する県の考え方。

資料5、パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する県の考え方。

最後に、様式1、第二次青森県環境計画(仮称)案に対する意見記載票。

以上の資料でございます。

資料が不足の方はございませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして高坂環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

#### 2.あいさつ

#### (高坂部長)

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとう

ございます。

また、青森県の環境行政はじめ、県政全般にわたりご理解、ご協力をいただきまして、厚く 感謝を申し上げます。

さて、県では平成16年の12月に新しい青森県づくりの基本計画でございます、生活創造推進 プランを策定いたしまして、青森県の将来像として生活創造社会を掲げております。

具体的には5つございまして、人づくり、産業・雇用、健康、環境、安全・安心、という5本の柱を立てまして、豊かな自然環境、あるいは水資源、食料など恵まれた地域資源を活用しながら、生活創造社会の実現に向けて、施策の推進に努めているところでございます。

こうした中で、環境問題につきましては、ご存知のとおり、連日新聞等で様々報道されておりまして、最近では地球温暖化の影響によります暖冬、あるいは、生態系の変化といったことなども話題に取り上げられているところでございます。

また、身近なところでまいりますと資源・エネルギーの大量消費ですとか、生活排水、あるいは産業からの排水による水環境の悪化でございますとか、廃棄物の不法投棄といった、私共の身近な暮らし、仕事に起因する環境問題が顕在化してきているところでございます。

青森県は、三方を海に囲まれまして、世界自然遺産白神山地をはじめ、八甲田連峰、十和田湖など、美しい自然に恵まれているわけでございますが、今後、地球温暖化などの現象が進行し、これが顕著になってくるということになりますと、森林・大気などの自然環境ですとか、農林水産業、日常生活、健康などに多大な影響が生じることが懸念されます。

将来的には、地域社会の存立に関わる重大な事態ということも考えられないわけでもございません。

具体的に、例えば、南太平洋の島などでは海面上昇ですとか、海岸侵食が深刻になっているということで、世界中で地球温暖化の影響が表面化してきておりまして、将来的には我が国、 青森県とても例外でないのかもしれません。

こうしたことなどを踏まえまして、県として自然環境あるいは水環境などの青森県らしさを 支える良好な環境の維持、これを基調としながら資源エネルギー、地球環境といった問題につ きまして、地域として適切に対処していくために、新たな環境計画となります、(仮称)第二 次青森県環境計画の策定作業を進めてきているところでございます。

良好な環境を保全し、次世代に引き継いでいくということは、県民共通の課題でございます。 こうした認識に立ちまして、新たな環境計画では、全ての主体が連携し、役割を分担しながら 取り組んでいく必要があることから、行政は勿論、各主体の取り組むべき役割を具体的にお示 しすることとしております。

本日は、この(仮称)第二次青森県環境計画案について、皆様にご報告申し上げ、ご議論をお願いすることとしておりますが、皆様におかれましては、よりよい環境の保全と創造に向けまして、様々な角度、切り口から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

#### (司 会)

それでは、審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の議事進行は鈴木会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

#### 3.議事

第二次青森県環境計画(仮称)案について

# (鈴木会長)

皆さん、どうも大変しばらくでございました。

この前は第1回目、今日は2回目でございますので、一応皆さんと顔合わせはしているかと 思うんですが。

実は、いろいろ委員会でお手伝いしておりますが、こういう会は、大変委員の方々が格式ばって緊張してなかなか意見を出されないことが多いんです。今日は、地元の専門的なそれぞれの立場で、一つ、肩を張らないで、気楽に十二分にご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速、今日、報告事項を議論するわけですが、議事録の署名者をあらかじめ事務方でいるいる交渉してお願いいたしまして、ご了解を得ているようでございますので、釜萢テイ委員、よるしいでしょうか。それから、工藤茂樹委員、よろしいでしょうか。

それでは、どうぞ一つよろしくお願い申し上げます。

それでは、第二次青森県環境計画(仮称)案につきまして、県の事務局からいろいろご報告を受けたいと思います。ご説明、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### (事務局)

環境政策課長の小野村です。よろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

私からは、仮称でございますが、第二次青森県環境計画案の概要について説明をさせていただきます。

計画案の内容の説明に入ります前に、環境計画の位置付け、新たな環境計画案の策定の経緯についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

策定の根拠です。環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県の条例10条の規定に基づき策定するものです。同条3項の規定に基づき、知事は環境計画を定めようとする時は、あらかじめ環境審議会の意見を聴くこと、となっております。

2、現行の環境計画の期間ですが、平成10年度から今年度までの9年間となっていることから、新たな環境計画を策定するものです。

資料の裏面をご覧ください。

3、これまでの策定の経緯をご説明いたします。

昨年1月から環境保全施策推進協議会において4回にわたり、新たな環境計画の基本的方向、 重点施策、計画の原案などの意見を聞いております。

環境保全施策推進協議会は、環境保全に関して、県が当面重点的に進めるべき18本の重点施 策の推進状況について評価し、意見を述べる外部の有識者で構成する組織です。

計画案の検討にあたっては、作業部会として位置付けております。

また、庁内において知事部局、教育庁、警察本部の関係する51課室で構成する「新青森県環境計画」仮称ですが、策定庁内連絡会議を設置し、計画の基本的考え方、計画素案について検討を行うとともに、環境保全施策推進協議会からの意見についても、関係課と個別に調整を図ってきたところです。

これらの作業を経まして、12月15日から 1 か月、パブリックコメントや市町村からの意見を聞いております。出された意見については後ほど紹介いたします。

このような手続きを経まして、本日、当審議会の皆様に報告するということになりました。 続きまして、資料の3の環境計画(仮称)案について説明いたします。

計画案は事前に委員の皆様方に送付させていただいておりますが、限られた時間ですので、 資料2の計画の概要を使い説明させていただきます。

説明の中で、本計画案をご覧いただく箇所もありますので、お手数ですがよろしくお願いします。

まず、最初に本計画の構成を説明いたします。

本計画案は、第1部から第7部までで構成されています。

第1部は、計画の策定にあたっての背景・目的。それから、性格、範囲等です。

第2部は、環境の現状と課題。

第3部は、計画が目指す青森県の環境の将来像として、循環と共生を載せています。

裏面をご覧ください。

第4部は、環境の保全及び創造に関する施策や取組の展開としまして、1、自然環境から、 7、共通的・基盤的施策の推進まで、7つの施策を載せています。

第5部は、計画の推進にあたっての重点施策として、県が重点的かつ横断的に取り組むべき 施策として、10本の施策を載せています。

第6部は、開発事業等における環境配慮指針。

第7部は、計画の推進です。

なお、専門的に分かりづらい用語につきましては、計画案本体の6ページの下の注釈にありますように、できるだけ用語解説を載せ、誰でも分かり易く、見て分かり易いようにしております。

それでは、順を追って説明します。

まず資料2、1ページにお戻りください。

第1部の1、計画策定の背景・目的から説明します。

隣りの括弧書きは計画案の該当ページを載せていますので、参考としてください。

まず、20世紀、私たちは経済や産業の発展を追い求め、大量生産、大量消費、大量廃棄型の 社会経済システムのもとで、物質的に生活の豊かさや快適さを享受してきました。

一方、少子高齢社会や人口減少の進展など、厳しい時代環境となっています。豊かで美しい 自然環境を有する本県においても、生活排水等による水質汚濁や廃棄物不法投棄問題など、様 々な環境問題が顕在化しております。

私たちには、故郷の豊かで美しい自然とその恵みを将来の世代に伝えていく責務があります。 そのため、あらゆる主体の参加によって環境配慮や環境保全を推進するにあたっての基本とな る本計画を策定するものです。

2、計画の性格です。

本計画の特徴は、行政だけでなく県民、事業者、地域、学校、団体など、あらゆる主体が取り組むべき役割を具体的に示すとともに、本県の特色ある環境を保全・創造しながら、地球規模の環境問題の解決に向けて、地域からの取組を進めるための行動指針を示すものです。

- 3、計画が対象とする範囲は、動植物、山、川などの自然環境、それから大気汚染、水質汚濁などの生活環境、それから、身近な水辺、景観、歴史的・文化的遺産などの快適環境、それから地球温暖化、酸性雨などの地球環境の4分野としております。
- 4、計画の期間は、県の基本計画である生活創造推進プランが、平成20年度までの5か年間となっていることから、上位計画である同プランの計画期間を受けまして、平成19年度から平成21年度までの3年間としました。

続いて、第2部、環境の現状と課題。

第1章、青森県の概要を簡単に説明します。

まず 1、地勢・気候ですが、本県の森林面積は $6,367 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}^3$ で県土の  $3 \, \mathrm{分}$ の  $2 \, \mathrm{を占め}$ 、全国  $9 \, \mathrm{c}$  位となっております。

気候は、冷涼型で、季節の移り変わりがはっきりしております。

- 2、人口は平成13年から減少しており、平成17年の合計特殊出生率は1.29人と過去最低、平成16年の高齢化率は21.7%と過去最高となっております。
  - 3、産業経済として、農林水産業と商工業の概要について載せています。

農林水産業は、自給率が高く、りんご、ながいも、にんにくなど、全国でも生産量がトップ クラスの産品を有しております。

また、商工業は、環境・エネルギー産業創造特区など先進的な取組がある一方、小売業など は厳しい経営環境におかれております。

続きまして第2章、青森県の環境の現状と主要課題として、4つの環境の分野について整理 しております。

1つ目は、自然環境です。森林従事者の減少による、手入れが不十分な森林の増加による森林の多面的機能の低下が懸念されています。

また、松くい虫被害の防止、白神山地の保全などといった課題もあります。

2つ目は、生活環境です。生活排水が原因と考えられる河川の水質汚濁、十和田湖の水質の 悪化、ごみのリサイクル率の低迷、廃棄物の不法投棄が依然として後を断たないといった課題 があります。

3つ目は、快適環境です。本県には、優れた景観資源や歴史的、文化的遺産などが多く、これらの保護・保全が課題となっています。

また、雪対策については、除雪に対する県民の満足度が低い一方で、雪を活用した地域づく りや産業振興など、新たな取組も出てきているところです。

4つ目は、地球環境です。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が増加しており、抜本的な対策が必要となっております。

また、国際的な地球環境問題である酸性雨については、本県でも確認されています。

以上が環境の現状と課題です。

続きまして第3部。計画が目指す青森県の環境の将来像を説明します。

本計画では、循環と共生による持続可能な地域社会を目指すこととしております。

持続可能な社会とは何かと申しますと、本県の健全で恵み豊かな自然環境を損なうことなく 維持しつつ、経済との均衡ある発展を図りながら、より良い地域社会の創造を目指すため、物 質の適切な循環を基調とし、自然と人との共生が確保される社会のことです。

循環の考え方については、1つに資源の浪費、2つ目、自然の物質循環機能の損失、3番目、環境の豊かさや社会の持続性の喪失といったことが問題となっていることから、環境を構成する重要な要素である、大気・水など、物質の適切な循環がもたらす多くの恵みと潤いを確保していくため、これらの物質の健全な循環を基調とした社会を目指していくものです。

共生の考え方につきましては、本県には、世界自然遺産白神山地、里地・里山などの二次的資源、良質な農林水産物を育む良好な大気や水、土などの優れた環境資源が良好な状態で保全されてきました。しかし、私たちは様々な形で環境に多くの負荷を掛け、生物の生息、生育環境や地域の存続基盤への影響が懸念されています。

このため、私たちは、自然との共存を図りながら、自然の恵みを適切に活用することによる 自然との共生環境を構築していくことが重要となります。

また、青森らしさを象徴する良好な環境を将来世代に引き継ぐことは、環境という空間の共有を通じて、将来世代と共生することにつながります。循環と共生の2つの柱によって、持続可能な地域社会を目指していくということが、本計画が目指す環境の将来像であります。

続いて、裏面をお開きください。

第4部、環境の保全及び創造に関する施策や取組の展開について説明します。

まず、その前に個別の施策ごとの構成について説明します。

大変お手数ですが、計画案の23ページをご覧ください。

1、健全な水循環の確保の例で説明します。

個別の施策体系の構成は、施策ごとに現状と課題を整理した後、24ページに記載していますが、私たちがこうありたい、あるいはこうあり続けたいという思いを目指すべき環境や社会の

姿として載せ、次に私たちが目指すべき環境や社会の姿の実現に向け、引き続き取り組むべき もの、あるいは、新たに取り組むべきものを施策や取組の推進方向として載せています。

25ページをご覧ください。

平成21年度までの目標値を私たちが目指す環境の具体的目標として、現状値と比較して載せています。できるだけ目標値を掲げて、その達成に向け努力していく必要があることから、全体で67の目標値を載せております。

最後に目標の実現に向けた各主体の役割として、行政、県民、事業者・団体、環境保全団体、 学校等の教育機関、大学等の研究機関の役割を載せています。

それでは、資料2の2ページにお戻りください。

計画案では20ページからになります。説明の途中で、計画案と照らし合わせながらご覧いた だくこともありますので、お手数ですがよろしくお願いします。

まず、施策の体系については、現行の環境計画の体系を参考にしつつも、単に自然環境や生活環境の保全ということではなく、どのような環境を目指すかということが分かるように、健 やかな自然環境とか、安全・安心な生活環境などの形容詞を入れております。

また、現行の環境計画の生活環境の保全において、整理していました廃棄物対策につきましては、循環型社会の形成が環境行政の主要課題となってきていることから、生活環境の保全から切り離し、一つの施策として柱立てし、ローマ数字の 、資源の環でつながる社会の創造として位置付けております。

それでは、施策体系について個別に説明させていただきます。

まず、ローマ数字のの健やかな自然環境の保全と創造です。

ご承知のように、本県の自然環境は、青森らしさを支える重要な財産ですので、これを適切 に保全し、揺るぎない形で将来の世代に引き継いでいく必要があります。

1つ目は、健全な水循環の確保です。本計画では、23ページに記載しております。

青森県は、自然が豊かで良質の水がありますが、最近は生活排水や事業活動からの排水による環境負荷の増加が懸念されています。良質な水資源の確保は、青森らしさを生かした持続可能な地域社会づくりの重要な基盤となることから、これまで個別に保全されてきました山・川・海を一体的に捉え、健全な水循環を確保していく必要があります。

水循環については、水に関する自然環境の象徴であります十和田湖、陸奥湾の水質に関する 指標を載せていますが、そのほかに、農林水産部が中心となって、生き物が棲める環境に配慮 した水路づくりに関する指標も掲げております。

2つ目は、豊かで美しい緑の保全です。自然公園や自然環境保全地域など、優れた自然、緑地の保全に関する事項を掲げております。

3つ目は、森林や農地の保全です。近年、森林や農地は、農林業の生産基盤としてだけではなく、自然災害の防止、水源かん養など様々な機能があります。最近、このような多面的機能の低下が懸念されていることから、森林や農地が持つ多面的機能の保持に関する事項を掲げております。

- 4つ目は、世界自然遺産白神山地の保全と活用です。
- 5 つ目は、生物の多様性の確保です。絶滅危惧種をはじめとする野生生物の保護や、生息・ 生育環境の保全に関する事項を載せております。
- 6つ目は、温泉の保全です。本県は、源泉数、流出量など全国上位を占め、全国屈指の温泉 県となっております。これら温泉資源の保護や適切な利用、温泉の周辺環境の保全に関する事 項を載せております。

次にローマ数字のの安全・安心な生活環境の保全です。

計画案では40ページからとなります。

ここでは、公害や環境汚染の防止といった事項について整理しております。

- 1つ目は、大気環境の保全です。工場や自動車からの排気ガスの問題、わら焼きなどの大気汚染、悪臭問題、アスベスト問題に関する事項です。
- 2 つ目は、水環境の保全です。生活排水や産業排水などによる公共用水域や地下水の水質汚濁に関する事項です。
  - 3つ目は、静けさのある環境の保全です。いわゆる騒音、振動対策に関する事項です。
  - 4つ目は、地盤・土壌環境の保全です。地盤沈下、土壌汚染対策に関する事項です。
- 5つ目は、化学物質対策の推進です。ダイオキシン類、環境ホルモン、その他の化学物質による環境汚染の防止に関する事項です。
- 6つ目は、環境放射線対策の推進です。本県では、原子力施設が立地していることから、原 子力施設からの放射線の監視に関する事項です。

次にローマ数字の 、資源の環でつながる社会の創造です。計画案では54ページからとなります。

1つ目は、廃棄物の3Rの推進です。一般廃棄物や産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、いわゆる3Rに関する取組に関する事項です。

計画案55ページの図4-3-1をお手数でもご覧ください。

本県の平成16年度の一人1日当たりのごみの排出量は、1,108gと減少傾向にあり、全国の平均値に近づきつつあります。

しかし、56ページをご覧ください。56ページ上段のリサイクル率は、平成16年度11.3%と全国平均の17.6%を大きく下回っており、依然として下位水準にあります。

産業廃棄物については、製紙、汚泥や建設廃棄物のがれき類の排出量の増加が見込まれており、発生抑制やリサイクル、エネルギー利用に取り組んでいく必要があります。また、バイオマスや未利用資源の有効活用も課題となっております。

資料にお戻りください。

- 2つ目は、資源循環の環境づくりです。循環型社会の形成のためには、3Rだけでなく、あおもりエコタウンのようなゼロエミッションの取組や、新技術の開発などを進めていく必要があります。
  - 3つ目は、廃棄物の適正処理の推進です。計画案の64ページの図をご覧ください。廃棄物の

不法投棄の発見件数は、年々減少傾向にありますが、手口が悪質巧妙化し、硫酸ピッチの不適 正保管などの事案も発覚しております。このため、適正処理の推進を図りながら、不法投棄事 案の早期発見、早期解決に取り組むこととしております。

続いて、ローマ数字の 、うるおいとやすらぎに満ちた快適な環境の保全と創造について説明します。

いわゆる、奥山のような自然環境の保全や公害防止、廃棄物といった環境だけでなく、身近な自然、景観、歴史的・文化的資源なども本県の環境を特徴づけるものとして、保全と創造を 図っていくものです。

1つ目は、身近にふれ合える緑や水辺の保全と創造です。都市の緑地や田園空間の保全など、身近な自然や空間づくりなどを進めていくものです。

2つ目は、良好な景観の保全と創造です。本県には、各地域に様々な景観がありますが、既にある景観を保全しながら、地域の自主的な取組などを通じて、個性的な景観づくりを進めていくものです。

3つ目は、歴史的・文化的遺産の保護と活用です。本県には、三内丸山に代表されます縄文 遺跡をはじめ、多くの歴史的・文化的遺産、民俗文化財、伝統工芸、古くからの町並みがあり ますので、適切に保護しながら活用を図っていくものです。

4つ目は、快適な雪国の暮らしづくりです。いわゆる、除雪などの雪対策だけではなく、雪を活用し、雪を楽しみ、雪に遊ぶ視点で雪に強いまちづくりを推進していくものです。

次にローマ数字の、地球にやさしい地域社会の創造です。これは、地球環境の保全に関する取組です。新聞等でも報道されていますように、最近、世界的に異常気象が発生し、我が国でも地球温暖化の影響と思われる現象が現れています。地球温暖化対策につきましては、その原因となる温室効果ガス、中でも二酸化炭素の排出削減が緊急の課題となっています。

まず1つ目は、地球にやさしいライフスタイルの実現です。私たちの便利で快適な生活は、 資源やエネルギーの大量消費を招いています。私たちの行動は、全て地球環境問題につながっ ていることから、ライフスタイルを見直す必要があり、家庭や乗用車からの二酸化炭素の排出 量の削減などを目指すものです。

2つ目は、省エネルギー型の社会づくりです。計画案の83ページのグラフに示しておりますが、電力の使用量が、平成6年からの10年間で32%増加しています。また、産業・運輸・民生のいずれも二酸化炭素の排出量が大幅に増加しております。石炭や石油など、化石エネルギーの消費が原因であることから、省エネルギー型の生産構造や交通流・物流体系など、交通システムの見直しなど、社会全体で省エネルギーが推進される地域社会づくりを進める必要があります。

3つ目は、再生可能エネルギーで結ばれる社会づくりです。ご承知のとおり、省エネだけでなく、環境エネルギー産業創造特区の取組の成果などを踏まえ、地域の特性を生かしながら、エネルギーの供給面において、再生可能なエネルギーの導入を進めていくものです。

4つ目は、オゾン層保護、酸性雨対策の推進です。オゾン層の破壊、酸性雨につきましては、

原因と影響が広範囲に及ぶため、国際的な対応が必要ですが、フロンの回収や酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制について、私たちとしてもできる対策は着実に進めていこうというものです。

ローマ数字のは、地球環境力を高めるための仕組みづくりです。

1つ目は、地域環境力を担う人財の育成です。人財の財は財産の財となっています。これは、本体90ページの注釈にも示しておりますが、人は財、宝であるとの考えから、人財育成を県政の重要課題と位置付け、財産の財で表記しているものです。ここでは、環境教育・学習の機会の充実と人財の育成を図っていくものです。

2つ目は、環境と経済の好循環による地域づくりです。環境の視点に立った地域振興の取組 や ISO14001などの環境管理システムの導入は、環境と経済、双方に良い影響を与えるものと して期待されていることから、これらの取組を積極的に普及していこうというものです。

3つ目は、環境産業の創出と振興です。本県は、雇用環境が厳しく、新産業の創出が急がれるわけですが、環境の視点から、経済の活性化だけでなく、環境問題の解決にもつながる産業の創出が必要ですので、環境エネルギー産業の創出に向けた取組や、それを支える環境技術の研究などを進めていくものです。

4つ目は、人財と情報のネットワークづくりです。それぞれが個別に環境保全活動や環境配慮を進めていくのではなく、人財や情報を共有し、ネットワークづくりやパートナーシップの 形成を進めていくものです。

7つの施策の最後の柱は、ローマ数字の 、共通的・基盤的施策の推進です。

こちらは、行政が中心となって取り組むべきものとして、環境影響評価から公害苦情処理・ 紛争処理の推進を考えております。

以上が施策の7つの柱です。

次に計画案では105ページからになります。本計画では、先ほど説明した7つの施策が計画の柱となっていますが、計画の推進にあたっては、県が主体的となって、当面、重点的に進めていくべきものについて、1、環境にやさしい社会づくりから、10、環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成まで、10本の重点施策を掲げております。

第6部は、開発事業等における環境配慮指針です。

開発事業等の実施、あるいは開発事業等が完了した後の施設の操業にあたっては、環境への 影響が様々予想されることから、計画から事業の廃止までの各段階において、環境に配慮すべ き事項を定めております。

最後は第7部、計画の推進です。

計画案では132ページからとなります。

第1章、計画の推進体制としまして、各種の施策を総合的、計画的に推進しながら、よりよい環境づくりのための体制を整備していく必要があることから、1の各主体の役割から、7の財政上の措置までを載せております。

第2章は、計画の進行管理です。

以上が、計画案の概要です。

### (鈴木会長)

小野村課長さん、大変ご苦労様でした。

以上、小野村課長さんからお手元に配布しております資料 1、 2、 3 につきまして、いろいろご説明いただいたわけですが。既に、事前に皆様の手元に資料を、計画案をお送り申し上げまして、いろいろと前もって意見があったら事務局の方に出してくれというふうにお願いしておりましたところ、既にいろいろと提出されたご意見がございますので、その資料もお配りしてあるかと思うんですが。それらの質問、ご意見などにつきまして、更に事務局からご説明いただければと思います。

よろしくお願いします。

#### (事務局)

続きまして資料4、委員の皆様方から事前にいただきましたご意見とそれに対する県の考え 方について、先に説明させていただきます。

合計で47件、沢山のご意見をいただいていますので、誤字や簡単な字句の修正等に関する意見に対する回答については省略し、主なものについて説明させていただきますので、よろしくお願いします。

資料の4の左側に番号をつけてありますので、順番に説明いたします。

まず1番。藤田委員からのご意見です。

計画案の2ページの2、計画の性格の15行目の記述に対するご意見です。生物の多様性の確保や、里地里山は重要な課題であることを踏まえ、計画案の27ページをはじめ、様々な部分で施策や取組を整理しております。

計画の性格については、総論的な部分でもあり、里山の保全を含め、各分野で本県の特色ある環境を保全、創造することについて記載しておりますので、計画案の記述とさせていただきたいと思います。

次に2番。同じく藤田委員からのご意見です。

計画案の10ページ、森林環境のところの4行目から5行目の修正に関するご意見です。

八甲田連峰をはじめ、植生自然度の高い森林が多いこと。生物の多様性ということも含めて、 記述を修正したいと思います。

2ページの 3、 8、3ページの 9から 12は、奈良副会長からのご意見です。

表現の修正とさせていただきます。大変ありがとうございました。

次に3ページの13番。本日欠席ですが、小原委員からの生物の多様性の確保のところの行政 の役割として、希少野生生物保全の意識醸成に向けた取組に対する支援を追加すべきというご 意見です。

希少野生生物の保護につきましては、レッドリストに関する情報提供などの取組を進めてい

ますが、現実的には、希少野生生物の保護だけではなく、森林、河川、海岸、農地など、その生息・生育場所の保全に関する取組を通じて実施しております。

したがってこの部分、県民、事業者団体等に対する行政の支援については、記載しておりません。

4ページをご覧ください。

加賀谷委員からのご意見です。

地球温暖化防止の面が抜けているのではないかというご意見です。大気環境の保全については、大気汚染防止の観点で環境計画に整理しております。地球温暖化対策については、別立てで、5、地球にやさしい地域社会の創造において、地球温暖化の防止に必要な施策や取組を掲げております。

15番、安宅委員から、自動車騒音の環境基準達成率100%に向けた具体的方策についてのご意見です。

自動車騒音については、現在、幹線道路などで改善が図られていませんが、道路管理者や警察などの関係機関に対し、各種対策を要請し、目標の達成に向けて総合的な対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

16番、日景委員から、県民が環境放射線について正しく理解するため、県民の役割があって も良いのではないかというご意見です。

これにつきましては、県民が理解を深めることは必要ですが、その前提として、事業者や行政の広報の充実が必要かと思いますので、行政と事業者の役割を追加させていただきたいと考えております。

5ページをご覧ください。

17、加賀谷委員からのご意見です。

環境管理システムに関するご意見です。計画案57ページ、注釈の2つ目の環境管理システムの解説において、エコアクション21やKESなどの地域規格が中小企業者向けであることを記述しております。

18番、安宅委員から、産業廃棄物処分場の公共関与に関するご意見です。

全国的に産業廃棄物最終処分場がひっ迫している状況の中で、本県では最終処分場の整備が進んだことから、平成16年度で県全体の残余容量は183万4千m³、このうち委員がご心配されている県南地方が過半を占め、残余年数は県全体で約25年となっており、現時点では、ひっ迫しているという状況にないことから、計画案では公共関与については積極的に触れていないものです。

6ページをご覧ください。

19番、引き続き安宅委員から、廃棄物の捨て得を許さない体制づくりに関するご意見です。

本県では、ヘリコプターによる上空監視や夜間・早朝・休日パトロールを実施したり、不法 投棄監視員の配置、不法投棄撲滅青森県民会議の設置などにより、不法投棄の撲滅に向け、全 県的な取組を進めています。 また、県外産業廃棄物の搬入を規制するための条例を制定するなどの広域的な対策も実施しているところです。

20番、澤田委員から、廃棄物の不法投棄に関する目標値が、現状値より多くなっており、適当ではないというご意見です。

本計画案の64ページのグラフにも示しています。廃棄物の不法投棄発見件数は、これまで30 0件から400件の間で推移してきており、平成17年度に258件と大幅に減少しております。

しかしながら、不法投棄の発見は、過去における投棄が、たまたま当該年度に発覚するというケースが多いため、その件数を見込むことが難しく、平成17年度の数値については不法投棄が確実な減少傾向を示しているものかどうかを見極める必要がありますので、直近の平成16年度と17年度の平均値を目標として設定しているものです。

また、10トン以上の不法投棄件数についても、平成17年度の件数が前年度の30件から半数に近い16件となっており、一過性の可能性もありますので、同様に16、17年度の平均値を目標として掲げているものです。

続きまして、7ページをご覧ください。

21番、奈良副会長から、県民の役割である地域の環境美化活動や不法投棄廃棄物の撤去活動への参加について。有害な廃棄物などについては、県民などが撤去に関わるのは危険が伴うので適当ではない、というご意見です。

不法投棄廃棄物の撤去活動については、既に関係団体で協議会を組織し、県内各地で撤去活動を実施していますが、事前の調査を行った上で、危険が伴わない廃棄物を対象して、撤去を行っており、今後ともそのようにしていきたいと考えております。

22番、関委員から7ページから9ページにかけまして、雪の活用に関するご意見を沢山いただいております。

委員自らが、雪エネルギー型住宅をお建てになったと聞いておりますが、まとめて回答したいと思います。

まず最初に、雪国型住宅につきましては、現在、県土整備部の方で計画づくりを進めていることも踏まえ、雪や寒さに強い住宅と定義したいと考えております。

それから、雪を活用した農産物の貯蔵につきましては、冬の農業や関連産業の取組に含まれていますので、計画案のままの記述とさせていただきたいと考えております。

また、9ページの28番、県民の役割として、雪国型住宅の建築や改築を追加するというご意見ですが、雪国で快適に生活するためには、環境に配慮しつつ、ソフト面、ハード面の両方の対策が必要であることから、雪や寒さに強く、環境に配慮した住まいづくりということで追加したいと思います。

戻りますが、8ページの24番をご覧ください。

釜萢委員からのこれはご質問です。ユビキタスネットワークに関してのご質問 2 点にお答えいたします。

まず、平成17年度から本県においては、「ゆきナビあおもりプロジェクト」を実施しており

ます。具体的には、携帯端末を使用し、実際に雪が積もった歩道での歩行誘導実験、店舗情報 などを提供する実験などを行っております。

昨年度は、青森市の柳町通り、今年度は弘前市3か所で実施し、来年度からは試験の課題について検討を行うこととしております。

事業費は、昨年度が1500万円、今年度が1700万円、所管課は情報システム課で2か年の事業となっております。

10ページをご覧ください。

33番、加賀谷委員から、再生可能エネルギーの取組として、地熱が入っていないというご意見です。

再生可能エネルギーについては、ヒートポンプの形で利用されるなど、技術的には確立されているものの、熱回収の高効率化、低コスト化が課題となっており、まだ具体的に普及する段階にない状況ですので、地熱を個別銘柄で整理するのではなく、行政や事業者の役割として、地熱も含めて再生可能エネルギーの研究開発を位置付けております。

34番、これは90ページです。

小原委員からのご意見です。地域環境力という言葉が分かりづらい、というご指摘です。

地域環境力は、90ページの本文にも示しておりますが、地域の環境保全を支える人間の力という意味で使用しており、国の環境審議会等でも打ち出されている考え方です。

また最近、様々な分野で地域 力といった形で使用されており、この計画でも1つのキーワードであると考えています。本文中の記載だけでは分かりづらいので、注釈で整理したいと思います。

35番から37番目は、ご意見を踏まえて修正させていただきます。

12ページをご覧ください。

38番、現地でご活躍されている工藤茂樹委員ならではの白神山地の入山規制に関するご意見です。

ご指摘の件につきましては、計画案の34ページの施策や取組の推進方向 、34ページの推進 の において、入山規制や保護管理体制の強化を図ることとしていますので、環境計画が環境 全般の基本的な計画であるということをご理解いただき、具体的には担当課、自然保護課の方で検討することになるかと思います。

40番、加賀谷委員から、地球温暖化対策の推進にあたって、地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターに関する記述がないという意見です。

重点施策については、県として重点的に取り組むべき課題を枠の中で整理しているものですが、地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動センターは、枠の中でお示ししている取組を進めるための1つの主体でありますので、これらの取組を推進するにあたり、十分活用していきたいと考えています。

重点施策では、どなたが何をするという形ではお示ししていませんので、ご理解いただきたいと思います。

41番、同じく加賀谷委員から、重点施策全般に共通することですが、いつ、どこで、誰が、 どのように行うのかを明記すべきではないかというご意見です。

重点施策については、県として重点的に取り組むべき施策として示しております。具体的内容については、毎年度の予算、事業において整理していくこととなります。

13ページをご覧ください。

42番、石田委員から、学校や職場から排出される紙類などの資源ごみの集団回収システムのお話でございますが、県庁の場合、両面コピーやミスコピーの裏面を徹底的に利用した上で、 古紙回収業者に処理を委託しており、一部の企業でもこのような取組をしているところがあります。

県では、紙類などの資源ごみの回収システムの充実の1つとしまして、来年度予算要求しておりますが、複数の事業者などが市町村と協力して実施するオフィス、町内会、商店会のような集団回収システムづくりに対して、モデル的な支援事業ということを今考えております。

43番、44番は修正させていただきます。

14ページをご覧ください。

45番、工藤茂樹委員からのご意見です。

これにつきましては、先ほど白神山地の関係で申し上げましたが、具体的には、担当課の方で白神山地の保全に関する具体的取組の中で検討していくことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

46番、加賀谷委員から、PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクト、いわゆる計画・実行・評価・改善に関するご意見です。

現行計画の進行管理については、これまで環境審議会の作業部会として位置付けている、環境保全施策推進協議会による点検や、環境白書の作成により進めてきたところです。

現在県では、生活創造推進プランに基づく施策事業評価、外部委員会によるフォローアップを行っていることを踏まえ、この仕組みを活用しながら環境計画においても進行管理を充実していきたいと考えております。

具体的内容につきましては、現在検討中であり、環境審議会の意見等を聞きながら、進行管理の仕組みを構築していきたいと考えております。

最後に47番、阿部委員からの、これは全般にわたるご意見をいただいております。

ご意見につきましては、現地で活動されている委員の活動を基にしたものであり、本計画が 目指す循環と共生による地域社会の実現を目指す上で、県民一人ひとりが欠いてはならない大 切な思いであると受け止めております。

委員のご意見のとおり、一人ひとりの小さい力を結集し、大きな力の輪となることで、本県 の環境保全につながるような取組を推進していきたいと考えております。

貴重なご意見、ありがとうございます。

最後に、資料5をご覧ください。

パブリックコメントでお二人の方から意見が寄せられております。

まず1つ目としまして、公的建物の暖房を全て薪ストーブかペレットストーブにし、給湯や 道路融雪等のボイラーの燃料もペレットにしたらどうかと。

県の考え方ですが、計画案の再生可能エネルギーで結ばれる社会づくりにおける行政の役割 としまして、再生可能エネルギーの率先導入を掲げております。

再生可能エネルギーの導入については、太陽光やバイオマスなどの活用が考えられますが、 これらの選択にあたっては、施設の特殊性、コスト等について検討した上で対応していくこと となります。

2つ目です。計画案の81ページの私たちが目指す環境の具体的目標として、民生部門家庭系における世帯あたりの電力消費量の削減を示しているが、家庭からのCO2排出は電気・ガス・灯油など密接に関わることから、その指標の考え方についてどうか、というご意見です。

県の考え方ですが、民生部門家庭系においては、電力消費量の増加に伴う二酸化炭素の排出量が大幅に増加しているため、電力消費量を目安としているものです。ご指摘のとおり、最近はオール電化住宅の普及などによって、家庭における電気、ガス、灯油の消費実態が多様化しており、個別のエネルギーの削減ではなく、総合的な省エネルギーが必要なことから、民生部門家庭系における世帯あたりの二酸化炭素排出量とした上で、注釈として電気と灯油に換算した量で削減の目安を示すものといたします。

市町村等からは、簡単な語句の修正等のご意見をいただいております。 以上で説明を終わります。

# (鈴木会長)

どうもご苦労様でした。

先ほど申し上げましたように、事前に委員の皆様からご意見をいただいておりましたが、県では、資料の右側に書いてあるような考え方で対応したいということです。

それから、資料5で今ご説明がございましたように、パブリックコメントで寄せられた意見と、それに対しての県の考え方としては、資料5の右の方に書いてあるような考え方で対応していきたい、という事務局の考え方でございますが。

まず、ご指摘されました委員の皆様、このような対応でよろしいでしょうか。ご意見があればご指摘いただければ。

よろしいでしょうか。

あるいは、今日の説明をいろいろ聞きまして、全体を通して、この辺、おかしいんじゃないかとか、あるいはこうやったらいいんじゃないかというようなお気付きの点がございましたら、一つご指摘いただきたいのですが。

はい、どうぞ。

#### (針生委員)

針生でございます。八甲田連峰というお言葉を使っておりますが、連峰という言葉は、景観

に対して言う言葉でございまして、北八甲田連峰、南八甲田連峰という具合に使われておりますので、ここはやはり白神山地と合わせますと、八甲田山地が適当じゃないんでしょうかと思うんですが、如何でしょうか。

# (鈴木会長)

針生委員のお考え、如何でしょう、事務局。

#### (事務局)

自然保護課長の矢田です。

私から、この八甲田山を八甲田連峰というような形に変えたわけですが。これにつきましては、20ページの 9の八甲田山を八甲田山地とすべきじゃないかというような意見もありまして、我々事務局としましても、どちらが良いのかということでいろいろ国土地理院の地形図とか、それから環境省、東北環境事務所でどのように名称を使っているのかということをいろいろ調べたんですが、結論といたしましては、環境省、東北環境事務所で使っております、八甲田連峰を使用するということにいたしました。

# (針生委員)

環境省が使っているから適切だとは言えないんじゃないかなと、私は思います。

あくまでも、これは連峰というのは、やはり、あまり私、国語の点数は良くなかったんですが、やはりこれは連峰というのは、景観を意味するのでありまして、地域を意味するのでしたら八甲田山域とかにすべきだと思います。必ずしもトップが使っているから県が合わせる必要はございません。

#### (事務局)

言い方がちょっと舌足らずであったんですが。

環境省で使っているというのは、十和田八幡平国立公園、十和田・八甲田地域管理計画書に基づきますと、これは八甲田連峰ということになっておりますし、日本国立公園、これは本が出ているんですが、これは毎日新聞社で出しているんですが、これにつきましても八甲田連峰というような用語を使われているということから、八甲田連峰ということでいくのが妥当なのかなと思いました。

別に、環境省の方で指示しているというようなことではございません。すいませんでした。 ちょっと言い方が失礼しました。

# (針生委員)

私が言いたいのは、八甲田山というのは、非常に難しい山なんです。いわゆる、一つ一つの 山がつながって北八甲田で、またちょっと離れて南八甲田でして、そしてその連峰というのは、 しょうがないから連峰という言葉を使っておりまして、本来であれば八甲田大岳、小岳、全部 言わなきゃ駄目なんですが、やはりこういう文章に残す場合は、連峰というのはあくまでも景 観を意味することでございますから、私は山地とか地域と言った方が適切かと思うんですが。

これについては、地名というのは凄く難しいのがありまして、ここでこれを使えというわけではないんですが、括弧書きでもいいんですが、やはりここは山地という言葉もちょっと付け加えた方が良いかと思います。

それから、ついでに申し上げますと、大きい問題です。私、意見を出さなかったというのは、この今回の環境計画によって、青森県の環境が日本のどこに位置するのか、東北のどこに位置するのか、環境なら青森県に見習えという形の、そういう意思の強いものが最初に何もない。ただただどんぐりの背比べなのか。それで良いのかどうか。私はそうじゃないと思います。せっかく作るんですから、いろんなことでいろんなものが青森県にやっと何年か後に新幹線が来ますし、原子力施設が建っていますし、良いのも悪いのものドサッときますが、やはり青森県がこれから日本の環境を取り仕切っていくという、そういう強い意気込みがなければ、何も意味がない形になると思うんです。最後に予算が出てきましたが、やはりその前に、青森県の環境をこの計画によって、日本のトップクラスでもっていくとか、そういう強い意思が私は必要かと思います。

それから、前回の議事録を必ず配布してくださいね、以上でございます。

# (鈴木会長)

そうしますと、具体的には、この資料の中でどういう言葉をどこに入れたら良いということ になりますか。

#### (針生委員)

大きいことですか。

ですから、それは三村知事の名前で青森県の環境はこの計画によって、日本のトップを目指すとか、環境なら青森県に見習えとか、そういう形の文章が出てくるべきだと私は思うんですが。

#### (鈴木会長)

そういう一般論的な、教科書的な言葉ではなくて、こういう計画ですから、具体的にここに はこういう言葉を入れるべきじゃないかというふうなご意見をお願いします。

### (針生委員)

いやいや、それは、この中に全部入っているわけですから、その前にいわゆるトップの構想があって、この計画があったと思うんです。そうじゃないんでしょうか。私はそう思うんですが。

分かるんですよ、言っていることが分かるけど、どこにどの言葉を使えばいいかと言っても、今すぐ出てきませんから。やはりその前に、青森県の環境計画は、こうこうこういうものだけども、これによって青森県の環境はこうなんだと。将来はこうなるんだと。それが、日本の中で、いわゆるトップクラスまで持っていくんだと。そういうような考え方があっても良いと思うんですよ。

### (鈴木会長)

私も、針生委員のお考えはよく分かるんですが。まとめ役としまして、具体的にこういう資料が出てきておりまして、じゃ、この第1章のここのところにこういう言葉を入れたらいいんじゃないかとか。何か具体的なご意見をお願いしたいのですが。

#### (針生委員)

今言ったように、環境計画で環境は青森県に見習え、それでいいじゃないですか。

### (事務局)

すいません、会長、よろしいでしょうか。

環境政策課の課長代理しています山田と申します。

今の針生委員のご指摘、もっともです。そういう意味で、この環境計画、最終的に印刷で出す場合、知事の巻頭言といいますか、知事の挨拶といいますが、それが載りますので、そこの部分に知事の想いを書き込むという形にしたいと思いますので、そういうことでご理解願えればと思います。

#### (鈴木会長)

いずれにしましても、一応、審議会で具体的にこういう資料が出て、細かい言葉が入っているわけでございますので、おそらく、今日のいろいろ事務局からご説明をいただきまして、それぞれまた、いろんな意見があるかと思います。ここに書いてございますように、いずれこれは次の審議会の議案としてまた出るそうでございますので、何かまた事務局の方で意見があれば意見を集めるわけでしょう。そういうことですよね。ただ、今日の時点でのこの資料に対するご質疑に対しては、大体一応出揃ったような気がするんですが。それでよろしいでしょうか。はいどうぞ、事務局。

### (事務局)

今、針生委員の例の八甲田連峰の関係ですが、それにつきましても、事務局で再度検討して、 対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

### (鈴木会長)

針生委員、よろしいですか。

#### (針生委員)

了解しました。

# (鈴木会長)

それでは、どなたでしたか、豊川先生ですか。どうぞ。

# (豊川委員)

私も出さなかったんですが。今、気がついたので言わせてもらうんですが。

65ページの目指す環境の具体的目標という表がありますが、ここでふと気がついたんですが、現状値と目標値というものがあります。目標値の2行目の不法投棄発見件数、その次の解決件数とか、さらに不法投棄件数というのがあるんですが。目標値が300件とか200件とか、件数があるんですが。たくさん、まだまだあるから何とかこの辺まで見付けようという意思なのかなと思うんですが。本当は、目標値ならゼロなんだろうと感じたんです。そういう中で、どのようにするかということではないかと思うんですが、如何でしょう。そのほかの方にもいろいろ目標値があるんですが。100%というのがありますから。そういう意味ではゼロなんだろうと思うんです。この辺、どのように理解すれば良いのかなと思いましたが、如何ですか。

### (鈴木会長)

事務局、如何でございましょう。

# (事務局)

本来であれば目標値ゼロということが望ましいと思います。先ほども県の考え方で説明しましたように、15年度347件、16年度341件ということで、なかなか過去の経緯を見ましても不法投棄の発見件数はなかなか減らないということで、まず過去2年間のこれまでは300件から400件ございました。それも我々のいろんな対策で少なくってきておりますが。減らすといっても現実に難しいものですから、過去2年間の平均をとって一応300件ということで計上しております。

#### (鈴木会長)

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

#### (澤田委員)

質問をした澤田でございます。

今のお話のような考えをして出したんですが、事柄の性質上というのは、これが不法投棄というもの、不法が付く行為なわけです。それから、10トン以上のものとか、これについて、現状値と目標値を並べておくと、いかにも奇異な感じを受ける。そこだけ見れば。提案の理由はよく分かるんですが、これは現状値を例えばもう少し工夫して示されないかと。17年度は非常に低いところを現状値としていることでおこるわけですから。2、3年の部分を出すとか、何か多少の工夫が必要ではないかということで質問を出したわけでございます。

#### (事務局)

17年度と比較しておかしいということは分かります。注釈の方に過去3年間、あるいは5年間の数を入れながら300件ということをどういうふうに出したのかということを示していきたいと思います。

### (鈴木会長)

はい、どうぞ。

### (日景委員)

ちょっと素朴な質問なんですが。今の一番最初のご説明で、この環境計画が来年度から3年間だというご説明がありました。その理由というのが、大元になるプランが改定されるためということがあったんですが。そうしますと、3年後、この計画、つまり22年度以降の環境計画というものを改めて作るというふうに解釈してよろしいでしょうか。

### (鈴木会長)

事務局。

#### (事務局)

上位計画である生活創造プランを受けて、当面3か年度で作成しておりますので、新しい生活創造プランを受けまして、3年、5年の議論はありますが、第三次の環境計画を作ります。

#### (日景委員)

分かりました。

ただ、計画というのは、3年間の計画ってあまり拝見したことがないように思うんです。通常、最低でも5年、通常やっぱり10年くらいが多いかなと思いますので、そのあたりは先ほどのご説明の総合計画との絡みということでよろしいわけですね。

そうすると、この計画の位置付けといいましょうか、つまり現行の環境計画とそれから今後、 総合計画が改定された後の、それに基づく計画という間に位置するというふうに考えた時に、 現行の計画と今回の新しい計画がどのくらい、どのあたりが変わってきて、特に強調したい部 分はどこなのか。

それから、総合計画はまだ着手していないと思いますが、やはり、今の私たちが審議しているものが、当然反映される可能性があるわけですよね。ですから、青森らしさということを先ほど来、県の事務局の方からお話していらっしゃいますが、具体的に事務局は、青森らしさというのは、どういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

### (鈴木会長)

日景委員、なかなかその形容詞、難しいような感じもするんですが。ただ、今日の審議会では、この資料に対する具体的なご意見をお伺いしたいんですが。それはどうですか。先生のご 意見としては。

### (日景委員)

議長がおっしゃること、よく分かるんですが。多分、針生委員もそうだと思うんですが、やっぱり全体的なものがある程度見えてこないと、具体的なところにいかないということがあるんじゃないかなと。

今日は、計画によりますと来月もう一度ありますよね。ですから、今日はむしろそういうことをいるいるお話した方が良いのではないかと、個人的には思うところです。

それから、もちろん、あと幾つかお聞きしたいことがあるんですが。もし青森らしさという のに回答が得られないのであれば、ちょっと幾つか言いたいと思います。

よろしいですか。

#### (鈴木会長)

もし、あれでしたら、事務局から説明があるかと思いますが。この案につきましては、次の 審議会で議題に出ますので、この資料に対する具体的な意見を、先ほど針生さんからも出まし たけども、そちらの方に強烈な意見を出していただきますと、また事務局も資料を揃えて説明 しやすいと思うんですよね。どうでしょうかね。そうじゃないと、いわゆる一般論的な論議だ けになっちゃって、というような気がするんですよ。どうでしょう。

決して、日景さんのご意見を無視しているんじゃないんですよ。だから、どんどん意見を出 してもらいたいんですが。事務局、如何ですか。

#### (事務局)

現行計画と今の3年間の計画の違いと言いますか、考え方ですけども。環境問題を取り巻く 社会情勢が大きく変化したということで、第一次計画では廃棄物対策を生活環境の保全の中の 1つと位置付けておりましたけども、県の方でも12年6月の国の法律、循環型社会形成推進基本法を踏まえまして、県の方でも循環型社会推進基本計画を作っております。

その中で、リサイクル率とか、産業廃棄物の低減ということの計画を位置付けておりまして、

廃棄物対策、3Rの推進を大きな柱の1つにしたということです。

それから、県とか市町村とか事業者とか、各主体の役割をある程度明確にして、全体で連携 して取り組んでいくと。そういうことも位置付けております。

#### (鈴木会長)

日景先生、いろいろご意見があるかと思いますが。ただ、一応、今日の報告の事案については、いろんな大方の意見が出たかと思いますので、一応、これで今日の審議会は終わりたいと思いますが、如何でございましょうか。

ただ、今、事務局から説明があるかと思いますが、次の審議会には、また具体的な質疑を出 していただきますので。

#### (日景委員)

はい。でも、今のところはとても大事な核心部分ではないかと、個人的には思います。

やっぱりそれがあって、私たち委員が、例えば、県が示す青森らしさや、こういうところは もうちょっと修正かけたらいいんじゃないか、もっとこういうところで青森らしさってあるん じゃないかというようなことを、いろんな意見を出した後で、この具体的な計画というものが 出来るのではないかと思いますので、そのあたり、よく明示していただければありがたいと思 います。

委員長が、具体的なことを、というふうなことをお話してらっしゃいましたので、幾つか。

### (鈴木会長)

それは、後で文章で出してください。

質問事項がございますから。よろしくお願いします。

一般論的なことは一応出尽くしたかと思いますので。事務局から、連絡事項、よろしくお願 いいたします。

#### (事務局)

文章等で出していただければ、後で整理して回答しますけれども、この場で是非ということであれば、ご発言していいと思います。

### (鈴木会長)

もしあれでしたら、具体的に日景さん、どういうことですか。

#### (日景委員)

分かりましたので、次までに考えておいていただいて。

具体的なことを幾つかご質問させていただきたいと思います。

#### (鈴木会長)

それも、文章で出してくださいよ。これは、討論会は討論会なんですが、形容詞の討論会じゃないんですよ。皆さん、専門家の皆さんがご意見を持って、文章に対してご意見があれば出して下さいと言って、既に今まで出てきた、それを今まで論議して了解していただいたわけです。それでこの次の審議会にまた出すわけですから。それまでに日景さんが、これは具体的にこうじゃないか、あるいは、サブ意見があった、それを出していただければ幸いなんですが。どうですか。

# (日景委員)

青森らしさということに関してですか。

# (鈴木会長)

いやいや、何でもいいですよ。この文章に対して。

### (日景委員)

そういうことであれば、私、少なくともここに居る委員の人たちは、この今日の資料にありますように、一番最初の経緯がありましたよね。この計画の策定経緯というのがあって、一番最初の青森県環境保全施策推進協議会というのが何回か開催されてこの案が出ているわけですから、そこで全くそういう論議がなされなかったんでしょうか。そうであれば、青森らしさというのは、本当に絵に描いた餅のような状態で、私たちに提示されていると理解できますけど。

### (鈴木会長)

私は、日景委員の言っていること、全然分かりませんね。この審議会は、具体的に資料が出てきて、いろいろ討議しているわけですが。僕らも長い間いろいろ学術論文、その他の審査をしていますが、今、先生がおっしゃっている一般論的なことが、資料が何もないから分からないんです。

#### (日景委員)

分かりました。じゃ、議長は、要するにここではそういうことは関係ないとおっしゃるわけですね。

#### (鈴木会長)

関係ないことはないですよ。だから、具体的に文章で事務局に出して下さい、ということです。

この次に事務局が準備しますから。そういうことじゃないですか。そうじゃないと、正義論 議みたいになってしまいます。

### (日景委員)

分かりました。じゃ、具体的な他のお話をしたいのですが。

#### (鈴木会長)

事務局に出してくださいよ、文章にして。

# (日景委員)

具体的なというのは、計画の中の幾つかについて質問したいんですが、よろしいですか。

### (鈴木会長)

今はもう、打ち切りたいと思うんですが。一応、与えられた時間がきましたので。

### (針生委員)

もし時間があったら延長してもいいんでしょう。

### (鈴木会長)

それは、議長の責任でしょう。

# (日景委員)

事務局が時間がまだあると言っているわけですから。

### (鈴木会長)

そうじゃないでしょう。具体的な意見が何も出てないでしょう。形容詞だけでしょう。日景 さんの言っていることは。

# (日景委員)

具体的に申し上げたつもりなんですが。

### (鈴木会長)

いや、具体的に何も。文章で出しなさいよ、そしたら。

### (日景委員)

青森らしさというのをご説明願えますか?というふうに具体的に申し上げたつもりなんですが。

### (鈴木会長)

それは、感想ですよ、あなた。あなたも学者だから分かるでしょう。

わざわざ、こういう質問用紙まで出しているわけですよ。だからそれは、私申し上げましたように、どんどん出してくださいと。事務局に答えさせればいいわけですから。それでそれを直せばいいわけですから。審議会で。そうじゃないでしょうか。

それは、日景さんがこの場所に座って、委員長になられましたら、やはりそういう立場になるんじゃないですか。良い、悪いじゃなくて。

それぞれ、皆さん、専門家なんですから。

だからおそらく、この資料のように質問を出された委員の方々が、皆、具体的に案を出しているわけです。この内容、これはどうだと。だから、そういうふうな形で出していただくような用紙も入っているわけです、今回もそうじゃないでしょうか。

そういうことで、一応、この審議会は責任を果たさせていただきたいと思いますが、どうで しょうか。

### (針生委員)

最後に1つだけ。

# (鈴木会長)

1つでも2つでも結構ですよ。

### (針生委員)

手短に申し上げます。

青森県が県庁そのほか、いろんな組織されているところで発行している刊行物がございます。ここにありますのは、北彩紀行でございます。これは、青森県観光推進委員会の方で出したものですが、これは、2007年、冬、春編ですが、この中の本州最北端下北半島、ここに何とキタキツネの写真が載っていて、時にはキタキツネもひょっこりと現れる、キタキツネですよ、本土ギツネではございません。

津軽半島今別では、青函トンネルを越えてきたんじゃないかと言われているキタキツネが見られたとか、そういう報道もございましたが、下北半島の尻屋崎でキタキツネが出たということは、これが本当だとすれば、大間、函館間のフェリーに乗ってきたのか、泳いできたのか分かりません。

私が言いたいのは、県が関係する出版物については、そのまとめ役といいますか、チェックする機関があるわけでございますから、必ずチェックをされるような組織をしていただきたいということでございます。

以上です。

### (鈴木会長)

事務局、よろしく。そういう希望ですから、よろしくお願いします。

#### (事務局)

はい、分かりました。

### (鈴木会長)

特に針生さんは、日本野鳥の会の県の支部長さんですから、いろいろ詳しいかと思います。

### (事務局)

事務局から、ちょっと補足させていただきますが。

本日、いろいろと意見をいただきましたが、最後に意見記載票というものがございますので、 ご質問とかご疑問とかございましたら、先ほどの日景先生の青森らしさの件も含めまして、記載していただいて、提出していただければ、私共の方でそれに対して次回まで対応の回答を準備させていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたしたいと思います。

# (鈴木会長)

そういうことで、一つ、今日の話を聞いて、俺はこう思うんだということがあるかと思います。一つ、ご忌憚のない意見を事務局の方にあらかじめ出しておいてください。そうしますと、 事務局の方でも具体的な資料を整理して、皆さんにご報告して、この審議会で討議ができるか と思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日はこれにて終わらせていただきます。

どうも大変ありがとうございました。

# 4.閉 会

## (司 会)

委員の皆様、長時間にわたりご熱心なご審議、大変ありがとうございました。

ここで事務局からのお知らせがございます。次回の審議会につきましては、既にご案内しておりますけども、2月16日金曜日13時30分から、本日と同じ青森国際ホテルで開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回青森県環境審議会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

以上